京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例(平成25年11月15日京都市条例第65号)(教育委員会事務局総務部総務課)

京都市学校歴史博物館においては、利用者の利便性の向上を図るため、障害者等に対して展示室における展示の観覧料を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 65 号

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例

京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第4号中「の小学校」を「に存する小学校」に改め、「小学校(」の右に「特別支援学校の小学部及び」を、「前期課程」の右に「、特別支援学校の中学部」を、「後期課程」の右に「、特別支援学校の高等部」を加え、同項第5号中「特別支援学校が」を「本市の区域外に存する特別支援学校が」に改め、同項に次の7号を加える。

- (6) 次のいずれかに該当する者であって、日曜日又は土曜日に博物館を利用するもの ア 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校に在学する児童 イ 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校に在学する生徒
- (7) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている 者
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている者
- (9) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手 帳の交付を受けている者
- (11) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (12) 第7号から前号までに掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の 学生(別に定める手続を行った者に限る。)については、個人の観覧料を別表に掲げる 額の2分の1に相当する額とする。 別表小学校の児童,中学校及び高等学校の生徒,高等専門学校の学生並びに特別支援学校の児童及び生徒の項及び同表備考1中「の生徒,」を「の生徒並びに」に改め,「並びに特別支援学校の児童及び生徒」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)